

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年2月6日)

開催日及び場所		令和4年12月16日(金曜日) 熊本地方合同庁舎 A棟1階 共用会議室			
委員		福西 武夫(弁護士) 谷本 たまみ(税理士) 田川 里美(ジャーナリスト)			
審議対象期間		令和4年7月1日～令和4年9月30日			
審議対象案件		184件 うち、1者応札案件24件 契約の相手方が公益法人等の案件0件			
抽出案件		8件 うち、1者応札案件2件 (抽出率4.3%) (抽出率8.3%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		0件
			工事希望型競争		0件
			その他の指名競争		0件
		随意契約		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		0件
			簡易公募型競争		0件
			その他の指名競争		0件
		随意契約	公募型プロポーザル		0件
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		0件
			その他の随意契約		0件
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
		指名競争		0件	
随意契約(企画競争・公募)		0件			
随意契約(その他)		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件			
(特記事項)					

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1. 令和4年度第1・四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>(1) 抽出工事</p> <p>①令和3年度筑後川下流右岸農地防災事業 芦刈1号線(芦溝工区)他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札執行調書で辞退者が多かったのは何故か。 ・一括審査方式の工事はどれか。 ・応札してから辞退している業者があるのは何故か。 ・この工事だけ落札率99%と高くなった理由は何か。 ・他の工事の落札率と比べると10%近く高いが工事の特殊性とかあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は一括審査方式であり、先に受注した業者は辞退していくことになる。また、本工事の開札日以前に開札があった工事を受注した業者も辞退したと思われる。 ・資料1ではP12～13の番号23、25、26の工事である。 ・開札前に電子入札を行った者が、開札前に辞退したものである。 ・応札した5者のうち入札辞退した者が3者あり、残った2者が予定価格に近い入札額となっている。なお、これまでも類似工事を発注しており、積算には標準歩掛及び他省庁の歩掛を適用するとともに、積算参考資料、単価を公表しているため高い精度での積算が可能であることから、このような結果になったと思われる。 ・工事自体は、他の工事と同様にクリーク整備工事である。また、資料1のP8の番号11のように同じく落札率99%の工事もある。
	<p>②筑後川中流国営施設機能保全事業雲雀堰ゲート設備等改修工事</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者は1者だが、施工可能な者は何者いるか。 ・ 57者あって参加者が少ないのは何故か。 ・ 業者のやり甲斐がないとのことか。 ・ 競争参加資格の要件がなかった申請者は、施工実績がなかったのか。 ・ うっかり書類の添付忘れの場合、再提出は出来ないのか。 ・ 業者は、入札が結果的に1者応札になることを途中で判るのか。 ・ 1者応札であることは判らないまま入札をしているのか。 ・ 今回のように書類の添付忘れは多いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 九州管内で施工実績があるのは57者である。 ・ 本工事は、既存鋼構造物施設の改修整備であり、各社が創意工夫できる範疇が少なかったことが参加者の少ない理由と考えられる。 ・ 価格競争において創意工夫により価格を下げる余地が少ないということである。 ・ 提出を求めていた施工実績を証明する書類の添付がなく「資格なし」となった。 ・ 然り。入札説明書に書類の不備がある場合、再提出は認めないと記載している。 ・ 1者応札になっていることは判らない。 ・ 然り。 ・ 今年度は資料の不備で2件、昨年度の局契では発生しておらず、稀な案件であると考えている。
	<p>③令和3年度八代平野農業水利事業植柳幹線水路（1－4工区）外改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の随意契約の進め方については、選定順位上位から契約の意向を示した者に見積書を提出して貰い、その見積金額が予定価格を下回れば、契約を行うということか。 ・ 今年度の随意契約は、何件あるか。 ・ 不調により随意契約に至る案件は増加傾向にあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 然り。 ・ 局契工事において、入札不調で随意契約した工事は他に1件ある。 ・ 入札不調による随意契約は、あまりないが、令和2年7月の豪雨災害の災害復旧に全力で取り組んでいる八代、人吉、球磨地域では入札不調の案件があった。今後は、減ってくる

		と考えている。
	<p>④筑後川下流福岡国営施設機能保全事業幹線水路岩神線（久末工区他）改修工事（第2回変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回変更は減額になっているが、その理由は何か。 ・第1回変更で水路延長が短くなったのはそのためか。 ・除外した第1回変更と復活させた第2回変更で、鞘管工法と反転工法の延長が違うがその理由は何か。 ・反転工法の材料輸送方法を航空便に変更しているが円安の影響とかはあったか。 ・変更額が大きいですが、予算を編成するとき、ある程度の変更分も見込んでいるのか。 ・見積り合わせは、具体的にどのように行うのか。 ・双方で額の突き合わせは行わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、3カ年の国債（国庫債務負担）工事であり、各年度の工事量に応じた限度額を支払うことになるが、この限度額を超えて増額することが出来ないため、順番的に後になる工事をその年度の工事内容から外し、最終年度に復活させる予算上の調整を行っている。 ・然り。 ・工事の実施にあたり管内測量を行ったところ、経年劣化により、反転工法の適用ができないため、反転工法から鞘管工法に変更を行った区間がある。 ・1～2年前のことであり、円安の影響は現在ほど大きくなかったと考えている。 ・予算要求する際に把握できるものは反映している。 ・官側で積算を行い、予定価格を作成し、受注者が提出した見積書の金額が予定価格以下であれば変更契約を行う。 ・突き合わせは行わないが、変更契約の度に見積資料として特別仕様書、図面、数量、官側の積算の判る資料等を提示している。
	<p>(2) 抽出業務</p> <p>①令和4年度国営造成施設緊急整備対策調</p>	

	<p>査大野川上流地区大蘇ダム浸透抑制効果分析業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者応札の場合は、聞き取り調査を行うのか。 ・ 1 者応札調査で類似の業務の実績がないとあるが、この業務は珍しい内容なのか。 ・ 落札業者は過去に同様の実績があるか、技術提案書の評価で確認しているか。 ・ 今後もこの業務が続くようであれば、落札したA社に対応能力があるので今後も受注することになるのではないかとと思われるが他者が参入出来る入札方策を何か考えているのか。 ・ この調査業務は、今回で何回目か。過去の業務も全てA社と契約しているのか。 ・ 他に検討委員会を設けているのか。 ・ 今回の業務発注もダム安全性評価委員会の専門家の意見を基に発注を判断したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 然り。 ・ ダムからの浸透が多く、用水の供給に支障が生じている例は余りないので、珍しい内容の業務と言える。 ・ 予定管理技術者の業務執行技術力の項目で「過去の業務実績、業務経験」、企業評価の専門技術力の項目で「成果の確実性」など確認している ・ 本業務では、過去の業務実績を求めているが、浸透抑制検討の実績を求めているのではなく、ダム設計等の実績を求めており、公募条件を緩和している。 ・ R 元年に事業が完了して以降、課題を解消するため、いろいろな業務を継続して発注している。 例えば、今回の業務以外に河川の流量観測調査や測量調査等を別の業務として発注しているが、全てA社と契約している訳ではない。 ・ ダム安全性評価委員会というものをR 2 年度に 2 回、R 3 年度に 1 回開催している。今後の開催は未定だが専門家の意見をいただきながら調査を進めていく。 ・ R 4 年 3 月に開催したダム安全性評価委員会において今後の調査の進め方を相談し、アドバイスを貰いながら業務発注内容を組み立てている。
	<p>②令和 4 年度地区調査上場地区用水計画策定ほか業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の業務の落札率100%になる理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務に関しては、標準的な歩掛かりがなく、経験のある業者から見積を徴取して積算しており、その歩掛

	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、2者の技術提案書のうち、評価点の高い1者を採用しているが、技術提案書に最低点とかあるのか。また、2者とも点数が低い場合は、やり直しをするのか。 ・今回の業務は、創意工夫が必要とのことだが、例えば創意工夫がない、又は不足する場合でも入札に参加出来るのか。 ・仮に業者が2者共に特定テーマがE評価（0点）になった場合はどうなるのか。 	<p>かりについて、作業項目毎に職種、人数、単価等を公表していることから、発注者と同等の水準で積算することが可能であり、落札率が高くなったと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書において、必要な資格要件があれば、評価点数に関係なく採用される。 ・入札には参加できる。ただ、今回の場合、特定テーマに関する配点が高いので、そこをしっかりと審査することができると考えている。 ・評価基準としては、技術提案の特定テーマがE、D評価でも入札に参加出来る。仮に業務を受注しても業務成果の点数が低くなるのが容易に想像され、次の業務を受注出来ないリスクがあるので、しっかりとした提案書が提出されると考えている。
	<p>(3) 抽出物品・役務等</p> <p>①令和4年度長崎地方合同庁舎総合管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この役務は、合同庁舎の管理か。 ・入札執行調書を見ると調査基準価格が最低の入札額か。 ・調査基準価格の率が低い印象があり、予定価格の60%を超えればいいのか。今回は落札率が64.3%であり、工事と比べて役務は落札率が低いものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4カ所の官署が入居しており、九州農政局が管理官庁になっている。 ・然り。予定価格が1,000万円を超えているので調査基準価格を設けている。 ・最低基準価格は、「その他請負契約」として、予定価格の60%としており、入札の金額がこのくらいに推移していると考えられる。何故、調査基準価格が予定価格の60%かということ、60%を切ると実際に管理をして貰う際に余りにも安すぎる懸念があるので、会社の資力等を調査する必要がある価格として設定

	<ul style="list-style-type: none"> ・その基準はあるか。 ・今回の管理業務は、人件費が大半を占めると思うが賃上げは出来るのか。 ・調査基準価格の60%を超えていれば、ヒアリングは行わないのか。 ・資料1の物品・役務の一覧表に予定価格と落札率が記載されていない理由は何か ・次回より抽出案件依頼時は予定価格、落札率を入れること。 	<p>しており、調査の結果、問題なければ契約することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等で定めている。 ・賃金が支払えるのかの話もあるので調査基準価格を下回った金額で入札した業者は、調査をした上で落札決定をすることになる。 ・60%を超えればヒアリングは実施しない。 ・資料1は公表する資料となっており予定価格を公表すると次年度以降の契約、入札時に予定価格が推測出来るため内容を非公表としている。 ・了解した。
	<p>②パーソナルコンピュータの賃貸借業務1,010式（再リース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この再リースは、GSSを設置する迄の期間を対応とのことだがGSSの配布がなければどうしていたか。 ・通常、再リースは行わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5カ年国債を要求して新たにリース契約を行うことになる。 ・行わない。
	<p>3. 再度入札における一位不動状況について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
	<p>4. 指名停止について</p> <p>意見・質問なし。</p>	
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>無し</p>	
<p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>無し</p>	

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。